

令和4年 第1回

京田辺市教育委員会臨時会

令和4年2月25日（金）

令和4年第1回教育委員会臨時会会議録

1 日時・場所

令和4年2月25日（金）午後4時

京田辺市役所305会議室

2 出席委員

教育長	山岡 弘高
委員（教育長職務代理者）	西村 和巳
委員	藤原 孝章
委員	上村 真代
委員	伊東 明子

3 出席職員等 職・氏名

教育部長	藤本 伸一
教育指導監	中井 達
教育部副部長	鈴木 一之
教育総務室担当課長	北尾 卓也
こども・学校サポート室総括指導主事	片山 義弘
学校教育課長	藤井 勝久
中学校給食準備室長	西村 明
社会教育課長	佐路 清隆
事務局 教育総務室担当課長補佐	吉岡 正泰

（兼務職記載省略）

4 日程

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 議案第7号 令和4年度京田辺市立学校教職員（管理職）の人事異動について
- 4 日程第2 報告第3号 京田辺市令和3年度いじめ調査（2回目）の結果について
- 5 日程第3 報告第4号 京田辺市における不登校児童生徒への支援がより一層効果的で充実したものとなるための具体的な取組について（答申）
- 6 日程第4 議案第8号 令和4年度京田辺市教育の方針について
- 7 閉会宣告

1 開会宣言

教育長 定刻となりましたので、ただいまから令和4年第1回京田辺市教育委員会臨時会を開会いたします。なお、出席数は5名で、定足数を満たしております。

2 議事日程の確認

教育長 本日の議事日程は、さきにお配りさせていただいているとおりです。

教育長 日程第1、議案第7号は人事案件であるため、また、日程第2、報告第3号は人権に関わる案件であるため、会議の公開について、日程第1、議案第7号は京田辺市教育委員会会議規則第17条第1項第3号「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあること」、また、日程第2、報告第3号は、同条同項第3号及び第4号「会議を公開することにより、教育委員会又は市長その他関係機関の事務の執行に関し、著しい支障が生じるおそれのあること」に該当すると思われるので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

教育長 異議なしとのことでございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開といたします。

（出入口施錠）

3 日程第1 議案第7号 令和4年度京田辺市立学校教職員（管理職）の人事異動について

〔非公開〕

（議案第7号 原案のとおり可決）

4 日程第2 報告第3号 京田辺市令和3年度いじめ調査（2回目）の結果について

〔非公開〕

（出入口解錠）

日程第3 報告第4号 京田辺市における不登校児童生徒への支援がより一層効果的で充実したものとなるための具体的な取組について（答申）

教育長 次に日程第3、報告第4号、京田辺市における不登校児童生徒への支援がより一層効果的で充実したものとなるための具体的な取組について（答申）を議題とします。

本件について説明願います。

教育総務室担当課長 本件は、京田辺市における不登校児童生徒への支援がより一層効果的で充実したものとなるための具体的な取組について、京田辺市学校教育審議会より答申がありましたので、教育委員会に報告するものです。

本市の学校教育の喫緊の課題である不登校問題について、令和3年6月29日に教育委員会は、学校教育審議会に対して諮問いたしました。学校教育審議会では4回の審議会を通じ

て答申をまとめられ、令和4年2月25日に答申書を教育長に交付されたものでございます。

それでは、学校教育審議会の答申内容について説明させていただきます。議案のほうを繰っていただきますと、審議会の会長から教育長に渡されたもの、さらにページを繰っていただきまして、答申の表紙でございます。表紙を繰っていただきますと目次がございます。右が答申の前文でございます。こちらの前文では、学校教育審議会の答申内容につきまして、主に現在の京田辺市の不登校対策について、学校や適応指導教室ポットラックにおける対応状況などについてまとめられています。

京田辺市の不登校児童生徒支援について、学校教育と密接に関わりを持っている京田辺市の学校における不登校支援は、未然防止、早期発見、初期対応を中心に進められている。また、学校によって家庭訪問に当たって、登校指導のみではなく、将来の希望につながる目標を重視した丁寧な対応を取っていることを記載いただいています。また、京田辺市適応指導教室ポットラックについては、ポットラックへの入室の流れから取り組み内容、また学校復帰や高校進学といった取り組みの成果について記載していただいております。

続きまして、答申の各章の内容の説明をさせていただきます。

(1)は学校における支援のさらなる充実についてです。この章については、今まで京田辺市の不登校支援の中心となっていた学校での取り組みの充実について、各学校の状況によって支援の格差が生じることがないようにするために、また、幼児教育と小学校、中学校といった学校段階間における連携を行うため、切れ目ない支援を強化するため総合的なコーディネートを行うことができ、かつ豊かな経験を有する人材をポットラック等に配置する必要があるのではないかというご指摘をいただいております。

(2)は支援を行う場へ通えない児童生徒への支援（アウトリーチ機能）の充実についてです。この章では、さまざまな要因により家庭から出ることができない児童生徒に対しては、訪問指導、アウトリーチが非常に有用である。しかしながら、本市の現状は、訪問指導を行うのが学校の担任教師、教育相談担当者等であるため、教育活動が終わった後でしか対応できないという時間的制約があり、不登校児童生徒が増加している現状では対応が困難になっているという課題が示されております。その上で、その解決に当たって、先進自治体における教育支援センター、あるいは同センター機能を有した機関といった支援の拠点を学校外に作成する事例をお示しいただいております。

(3)はポットラックの機能拡充についてです。この章については、過去に教育支援センターの役割を適切に担うことができるのはポットラックであると考えことから、その機能拡充について、立地やスペース的に改善の余地があること。また、学習活動や集団活動において相応のスペースが必要であること、早い段階から子どもの悩みを気軽に相談できる体制、場所を構築する必要があることを指摘いただいております。

(4)は学習機会の提供についてです。この章では、学校復帰とは別の社会的自立を見据える中で、適切な学習機会を提供することは非常に重要である。そのため、学校とは別に新たな拠点を確保する。またはポットラックにて学習に特化した機能を付与し、学校と十分に連携を取りながら進めることで大きな成果が期待できると指摘いただいております。

また、ICTにつきましても、不登校児童生徒の状況に適した形で学習支援に活用していく必要があるとしていただいております。

この四つの項目を時系列で整理していただいております。短期的な取り組みとして、家庭訪問等アウトリーチが行える体制整備、総合的なコーディネートが行える人材配置、保護者と子どもの悩みに早期に相談できる体制整備、タブレット端末活用体制の構築などを挙げさせていただいております。また、中長期的な取り組みとしましては、ポットラックの機能拡充のための整備を挙げさせていただいております。

最後の結びにつきましては、京田辺市が行ってきた不登校支援、特に学校においてこれまで行ってきた不登校支援を継続拡充していくものの、文科省通知にあるとおり、学校復帰を目標にするのではなく、社会的に自立する力を養成することが求められている状況にある。そのためにICTを始め、さまざまな支援体制を構築する必要があるが、人材、場所、時間といった要素が必要になってくる。しかしながら、不登校児童生徒の増加傾向を踏まえると、早急に支援体制の構築を進めないといけないとしていただいております。

最後に、児童生徒一人ひとりに目を向け、将来に夢や希望を持つことができるような取り組みを通して、さまざまな可能性があることをしっかり伝えていくことが重要であり、その視点を学校、教育委員会が共有し、対策を講じていくことを期待していますとまとめていただいております。

答申の内容の説明は以上になります。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

西村委員 内容につきましては、大変多面的に、今の教育を踏まえてしっかり意見をもらっていると思います。これについて、早急にという言葉も添えられていましたけれども、具体化を図って、特に何度も出ています設備の整備とか人材とかありましたけど、その辺りを学校と別のところの部分できちっと構想を立てて、速やかに進めていくという検討、研究をしていただくのが大事かと思いました。

藤原委員 具体的に教育支援センターとか専門家のほかに人と場所の増設とかですけど、設置を提言されているので、具体的に予算的な措置はどういうスケジュールになっているのか。そろそろそういうことを考えないといけない時期になっているのかどうか、その辺りいかがですか。すぐにアクションを起こすのか、それともワンクッション置くのかということです。

教育総務室担当課長 予算面につきましては、既に学校教育審議会の審議状況、経過を踏まえて一部進めているところがございます。具体的に申しますと、ポットラックの学習支援等の機能強化のほうに、京田辺駅前にありますC I Kビルのほうに学習支援の部屋を設けまして、そこでそういった対応を強化する予算を令和4年度当初予算で計上させていただいております。

藤原委員 どういう構想をするか、デザインにもよると思うんですけど、母子教育支援センターという名前になると、結構大きな部屋になるわけで、その辺りの調整とかはどうされるのか。取りあえず、まずは部屋を確保ということでしょうか。

教育総務室担当課長 令和4年度から一部機能を拡張するような形ですけれども、将来的に

施設整備、拡張のほうを検討して進めていきたいと考えております。

藤原委員 せっかく答申をいただいているので、どれだけ具体的にしていくか、審議会そのものの価値にも関わることなので、そこら辺はもんでいただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

西村委員 今、藤原委員がおっしゃったとおりで、教育委員会で話し合われる中で、それをこの学校教育審議会に諮問して、こういう形でぴしっとしたものにしていただいたわけですので、ここにある視点の中で、長期と短期ということで構成していただいておりますが、教育委員会としてどのような構想でどういうものを打ち立てるか、それをどういう年月というところについて、スケジュールとかを打ち立てて、市民の皆さんに説明していくといったところを早急にしていかなければならないと思います。また、答申いただいたものが十分形になるのかどうかということもありますので、できたらこれを踏まえて、行政のほうでこういう構想で京田辺市の教育委員会は進みたいんだというたたき台をよろしくお願ひしたいと思います。

こども・学校サポート室総括指導主事 先ほどの藤原委員と西村委員に、追加補足でご説明させていただきたいと思います。

今のポットラックの施設自身が、なかなか使いにくい施設ということもありますので、もともとは場所移転も含めて計画をしておったところがございます。先ほど教育総務室担当課長のほうから審議会の審議内容を踏まえまして、支援の一部活用をしておるところですが、こちらのほうの審議会の答申が出ましたので、令和4年度、早急に将来像を描きまして、できるだけ早くこの機能の活用について検討していけないかと考えております。

教育長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

教育長 質疑なしと認めます。

日程第3、報告第4号、京田辺市における不登校児童生徒への支援がより一層効果的で充実したものとなるための具体的な取組について（答申）の件を終わります。

日程第4 議案第8号 令和4年度京田辺市教育の方針について

教育長 次に、日程第4、議案第8号、令和4年度京田辺市教育の方針についてを議題とします。

本件について説明願います。

教育総務室担当課長 本件は、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」に基づき、令和4年度京田辺市教育の方針を定めるため提案するものです。

お手元のA3の資料をご確認願います。表組みになっておりまして、右側が令和3年度、左側が今回お諮りする令和4年度案になっています。委員の皆様には事前の案の段階でご説明いたしておりますので、本日は、その際にいただいたご意見への対応についてご説明させていただきたいと思います。

まず全般的な点でございます。長期休校等を経験する中で、過去2年間のコロナ禍にお

けるマイナス部分を補っていくのか、こういった記載をするべきじゃないかというご指摘をいただきまして、こちらにつきましては、コロナ禍においても各学校が創意工夫を凝らし、カリキュラムを実施している中で、現段階では十分な評価ができないということもございまして。こういった点がマイナスになり、既に補えているところがあるのか、そういったものを整理する必要があるというところで、今回は記載を見送りさせていただきました。今後、十分検討させていただいた上で反映できればと考えています。

教員免許更新制度を廃止する予定であり、今後、教職員研修の重要性が増す一方、現在、教職員の研修や研究時間がなかなか取れないという状況に鑑みまして、研修の在り方について明記すべきじゃないかというご意見をいただいております。研修等の重要性につきましては、方針全体を通して既に記載させていただいておりますので、改めての記載は今回、見送らせていただきますけれども、法案が提出される意図をくみまして、今後は折を見てさらに一層研修の重要性について研究してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、SDG s の考え方で、環境教育に限定されるのではなく、消費者教育等への影響があるから、その辺りも記述すべきというご意見をいただいております。SDG s の考え方につきましては、前文中に全体を通して記載させていただいておりますので、今回改めての記載は見送らせていただきますが、SDG s の考え方、環境教育だけでなく学校教育全般が影響を受けると理解した上で進めていく、このように考えております。

続きまして、2 ページの学習指導の部分でございまして。2 番の日本型学校教育においては、個別最適な学びだけでなく協働的な学びも重要とされているというご指摘をいただきましたので、主な取り組みの（５）一番下の行、こちらに協働的な学びという表現を新たに追加させていただきました。

4 ページの特別支援教育でございまして。井手やまぶき支援学校が令和４年度から開校することとなり、幼保との連携について記載すべきではというご意見をいただきました。特別支援学校との連携は重要でございまして、主な取り組み（４）において追記することとさせていただきましたが、特別支援学校との連携は井手やまぶきだけでなく、他の特別支援学校とも重要でございまして、井手やまぶき支援学校は固有名詞になりますので、特別支援学校という表現にさせていただきました。また、特別支援教育において、教職員に対する特別支援教育への研修等、人材育成に努めることを記載してはどうかというご意見もいただきました。こちらはさきにもありましており、本市全体を通じて研修等の重要性、その実施について記載させていただいておりますので、ここでの追記も見送らせていただきました。

続きまして、5 ページの人権教育です。目標のところですが、同和問題、部落差別だけが記載されているが、その他の人権への取り組みが分かりにくいのではというご意見をいただきました。全ての人権問題について列挙することは難しいので、ここでは障がいのある人、外国人への配慮等を代表的に記載させていただきました。また、主な取り組み活動をどのようにして進めていくか。6 ページの（５）ですけれども、社会教育分野との整合性を図るために、ここでは人権三法を記載させていただきました。（６）としまして、関係法規を踏まえた取り組みを実施していくことを追記させていただきました。

続きまして、7ページの生徒指導の主な取り組み。(6)になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の考え方や対応が変化していく社会の中で、差別、偏見、非難中傷等への防止につながる現状の考え方を反映した、例えば医療従事者やエッセンシャルワーカーへの感謝を、社会で活躍、貢献していることに対して伝えていくような文言を追加してはどうかというご意見をいただきました。ご意見に対しましては、新型コロナウイルス感染症に限定して医療従事者等に対して行うのではなく、日常生活全般において醸成していくことが重要で、方針案としては趣旨が記載されている形で整理させていただきました。ただ、道徳教育等について特に意識して実施していきたいと考えております。

続きまして、7ページの健康安全教育。コロナ禍での児童生徒、教職員の心身の変化を察知し、その対応はスクールカウンセラーや関係機関と連携して支援していくという記載があればというご意見をいただきました。こちらは主な取り組みの(8)に追記させていただきました。

続きまして、9ページの3の情報教育、主な取り組みにあります「デジタル・シチズンシップ」、この表現に注釈が必要ではないかというご意見をいただきました。これは注釈を追記させていただきました。また、主な取り組み(2)につきましても、さきにあった「協働的な学び」、この表現を追加させていただいております。また、主な取り組みの(3)の3行目、「ICT機器等を安全に利用するための自己調整能力及び自律できるように取り組みを推進する」というところで、表現が分かりにくいので整理したほうがというご意見をいただいたんですけれども、「自律できるように」という表現を削ると、それを意図するところが分からないというおそれがあり、表現はそのままさせていただきました。

12ページ、生涯学習の推進でございます。民法が改正されて、18歳成人社会へ移行する中で、その取り扱いについて記載が要るのではというご意見をいただきました。これにつきましては、成人年齢が18歳に引き下げられることで契約ができるようになる消費者教育、選挙権が得られるようになる主権者教育等を主に担うのが高校であるから、教育委員会としては経済環境部や選挙管理委員会事務局等、関連部局と連携するなど、個別の取り組みとして行っていくということで、方針での記載のほうは見送らせていただきました。

また、方針の資料として作成しております努力点につきましては、改めて作成してはどうかというご指摘をいただきましたが、再度、努力点の内容を検討しましたところ、検討が必要な箇所が多数見られました。内容を十分検討した上で改めて作成したいと考えております。こちら努力点が出来次第、改めてお示ししたいというふうに考えております。

教育長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

藤原委員 概要図みたいなことは、前回議論があったと思うのですが、それはいかがですか。

教育総務室担当課長 今おっしゃった概要図、一番最後に説明した努力点ですが、今回も作成してはとのご意見をいただいたので、作成する方向で調整をさせていただいておりますが、検討箇所が多かったため、改めてお時間をいただいて、出来次第お示しさせていただきますと考えております。

教育長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第8号、令和4年度京田辺市教育の方針について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

教育長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

日程第4、議案第8号、令和4年度京田辺市教育の方針についての件を終わります。

本日予定しておりました議事日程は以上です。

その他、報告事項等ありませんか。

教育総務室担当課長 連絡事項といたしまして、入学式の日程をご説明させていただきます。

小学校のほうは4月7日、木曜日でございます。中学校が4月8日、金曜日です。幼稚園が4月11日、月曜日です。

また、定例会の予定です。3月の定例会は3月16日、水曜日10時から、こちら305会議室で予定しております。

藤原委員 新型コロナはまだ収まらないんですが、卒業式、入学式の参列に関してはどういう見込みでしょうか。

教育指導監 卒業式につきましては、昨年度と同じように来賓の出席を控えていただいております。市から1名、PTA会長1名、在校生についてもできる限り控えるような形になっております。保護者についても、多くの学校で2名までというような形で人数を制限、時間も縮小するという形で考えております。

藤原委員 改めてまた案内をいただけますか。

教育指導監 改めてご用意させていただきます。

教育長 ほかに連絡事項はありますか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 なしと認めます。

以上をもちまして令和4年第1回京田辺市教育委員会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。